

変更前	変更後
総則	I. 総則
<p>1. 適用</p> <p>(1) 本電気供給約款(以下「この供給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給約款に基づき、当社と直接電気需給契約を締結した法人のお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。なお、この供給約款に定めている内容と、当社との間で締結した電気需給契約に定めている内容に相違がある場合は、電気需給契約に定めている内容を優先するものいたします。</p>	<p>1. 適用</p> <p>(1) この電気需給約款【低圧】(以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給約款に基づき、当社と直接電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)を締結した法人のお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。なお、当社との間で締結する電気需給契約書または当社が需給契約成立の意思表示としてお客さまに通知する電気需給契約通知書(以下「需給契約書等」といいます。)がこの需給約款に定めている内容によりがたい場合は、お客さまと当社との協議のうえ定めるものいたします。</p>
<p>(2) この供給約款は、当社による託送供給が、当社と一般配電事業者との間で締結する託送供給等約款における需要家にかかる事項の遵守をお客さまが承諾していることを前提として行われるという点において、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に準じます。</p>	<p>(2) お客さまは、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)の定める託送供給等約款その他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)を遵守するものとします。</p>
<p>(3) この供給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 沖縄電力を除く一般送配電事業者の各供給区域</p>	<p>(3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 沖縄電力および電気事業法第2条第1項第8号イ項に定められている離島を除く一般送配電事業者の各供給区域</p>
	<p>(4) 当社は需給契約の締結、必要手続きなどを行うにあたり、当社が指定する連携事業者の一部の業務を委託する場合があります。</p>
<p>2. 供給約款の変更</p> <p>(1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの供給約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、この供給約款を変更することがあります。この場合は、この供給約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、この供給約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する等の方法によりお知らせいたします。</p>	<p>2. 需給約款の変更</p> <p>(1) 当社は、民法548条の4の規定にもとづき、当社が必要と判断した場合には、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款【低圧】の実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【低圧】によります。</p>
	<p>(2) お客さまの需要場所を供給区域とする当該一般送配電事業者の定める託送約款等が改定された場合、または法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令・条例・規則等をふまえ、民法548条の4の規定にもとづき、この需給約款を変更することがあります。この場合変更後の電気需給約款【低圧】の実施期日以後の電気料金、その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【低圧】によります。</p>
	<p>(3) 当社は、この需給約款を変更する際には、あらかじめ変更後の電気需給約款【低圧】の内容およびその効力発生時期を当社ホームページに掲載する方法、メールによる通知その他の当社が適当と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により事前にお知らせし、効力発生時期が到来したときに、この需給約款が変更されるものいたします。</p>
	<p>(4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、この供給条件および電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金、その他の供給条件は、変更後の電気供給約款および電気料金によります。</p>	<p>(5) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社お客さまは、変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に関わる消費税等相当額を支払うものいたします。</p>
<p>(3) この供給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>ハ 上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。</p>	<p>(6) この需給約款の変更ともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。</p> <p>③ ①および②にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>

変更前	変更後
	(4) お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、この需給約款等を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。
3. 定義	3. 定義
	(7) 需要場所 お客さまが電気を使用される場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。 ① 1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、構内とは柵（植木を含む。）、堀、溝、その他の客観的なしや断物によって明確に区画された公衆が自由に入出入りできない区域であって、原則として各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、建物とは、他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる 1 建物をいいます。 ② 上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合において一般送配電事業者が 1 需要場所と認めるときは、1 需要場所といたします。
(22) 供給地点特定番号 需要場所において1つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。	(8) 供給地点特定番号 需要場所において付与される番号であって、対象となる需要場所を特定するための識別番号をいいます。
	(9) 連携事業者 お客さまと当社との需給契約または変更等について、媒介または代理を業として行う者をいいます。
(8) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。	削除
	(22) 消費税相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
I. 契約	II. 契約の締結
6. 需給契約 (1) お客さまが、当社との間で直接新たに電気の需給契約(以下「需給契約」といいます。)を希望される場合は、あらかじめこの供給約款および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式にしたがって申込をしていただき、当社が承諾することにより需給契約を締結して頂きます。ただし、当社の判断により、別途の方法により需給契約を締結することがあります。 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力、使用開始希望日、使用期間、供給地点番号および料金の支払方法	6. 需給契約の申込 (1) お客さまが、当社との間で直接新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式に従って申込していただきます。 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力、使用開始希望日、供給地点特定番号、電気料金単価等
(3) 供給設備の工事を要する場合は、原則として、当社から一般送配電事業者の供給設備状況等について照会をいたしますが、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあることをご了承ください。	(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、お客さまが、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、当社に申込みをしていただきます。なお、当該一般送配電事業者との協議の推移、および結果によっては、当社からの電力供給が使用開始希望日から遅れる場合があります、それに付随する損害については、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものといたします。
(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	削除
7. 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、契約書を締結したときに成立いたします。ただし、電子メールやインターネット等の電磁的方法により、当社所定の様式にしたがって申込をしていただいた場合は、当社が承諾したときに需給契約が成立するものとし、契約書は作成しないものといたします。	7. 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込を当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものといたします。また、電子メールやインターネット等の電磁的方法により、当社所定の様式にしたがって申込をしていただいた場合も、同様に当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものといたします。

変更前	変更後
<p>9. 需給契約の単位 当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p>	<p>9. 需給契約の単位 当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯のうち1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除きます。</p>
<p>10. 供給の開始 (1) 当社は、当社とお客さまとの間で需給契約が成立したときには、需給契約に則り需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。</p>	<p>10. 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込を承諾したときには、当該一般送配電事業者と調整のうえ需給契約書等に則り需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気の供給を開始いたします。</p>
	<p>(3) 当該一般送配電事業者との間で接続供給契約の締結その他の電気の供給に必要な手続きが完了しない場合には、電気の供給が開始されないことにつき、お客さまは、あらかじめ承諾していただきます。なお、電気の供給が開始されないことに付随する損害については、当社に故意または過失がある場合を除き、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものといたします。</p>
<p>II. 契約種別および料金</p>	<p>III. 契約種別および料金</p>
<p>12. 契約種別 (1) 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社および九州電力株式会社（以下「東電等」といいます。）の各供給区域における契約種別は、次のとおりといたします。なお、この供給約款に記載のない契約種別については、当社との間で締結する電気需給契約で定めるものといたします。</p>	<p>12. 契約種別 (1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社（以下「東電等」といいます。）の各供給区域における契約種別は、次のとおりといたします。なお、この需給約款に記載のない契約種別については、当社との間で締結する需給契約書等に定めるものといたします。</p>
<p>(2) 関西電力株式会社、中国電力株式会社および四国電力株式会社（以下「関電等」といいます。）の各供給区域における契約種別は、次のとおりといたします。なお、この供給約款に記載のない契約種別については、当社との間で締結する電気需給契約で定めるものといたします。</p>	<p>(2) 関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社（以下「関電等」といいます。）の各供給区域における契約種別は、次のとおりといたします。なお、この需給約款に記載のない契約種別については、当社との間で締結する需給契約書等に定めるものといたします。</p>
<p>13. 東電等の各供給区域における従量電灯 (1) 従量電灯A 二) 料金 料金は、使用電力量にお客さまとの協議によって定めた使用電力量ごとの料金単価を乗じて算出する電力量料金（ただし、お客さまが一定の使用電力量を超えて使用されなかった場合には、お客さまとの協議によって定めた最低料金）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イ)によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ)（イ)の場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イ)によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ)（ロ)または（ハ)の場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>13. 東電等の各供給区域における従量電灯 (1) 従量電灯A ④ 料金 料金は、その1月の使用電力量にもつき、お客さまとの協議によって定めた使用電力量ごとの料金単価を乗じて算出する電力量料金（ただし、お客さまが一定の使用電力量を超えて使用されなかった場合には、お客さまとの協議によって定めた最低料金）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)①)によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)②)に定めるx円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)④)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)①)によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)②)に定めるx円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)④)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①)によって算定された離島平均燃料価格が別表7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)②)に定めるx円を下回る場合は、別表7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①)によって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>

変更前	変更後
<p>低圧電力における力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（（4）ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。</p>	<p>② 低圧電力における力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（（4）ロ②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p>
<p>17. 検針日 検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。</p>	<p>17. 検針日 検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>
<p>(1) 検針は、お客さまごとに一般送配電事業者が定めた日（一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。</p>	<p>削除</p>
<p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。</p>	<p>削除</p>
<p>(3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、一般送配電事業者が定めた日以外の日に検針を行なうことがあります。</p>	<p>削除</p>
<p>(4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、一般送配電事業者は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ) 需給開始日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ) その他特別の事情がある場合</p>	<p>削除</p>
<p>(5) (3)の場合で、検針を行ったときは、一般送配電事業者が定めた日に検針を行ったものといたします。</p>	<p>削除</p>
<p>(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。</p>	<p>削除</p>
<p>(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、一般送配電事業者が定めた日に検針を行ったものといたします。</p>	<p>削除</p>
<p>18. 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p>	<p>18. 料金の算定期間 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。</p>
<p>19. 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量といたします。</p>	<p>19. 使用電力量の算定 (1) 使用電力量の算定は、託送約款等における接続供給電力量といたします。</p>
<p>(2) 次の場合には、当社は託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された電力量といたします。 イ) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けられない場合 ロ) 17（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行わなかった場合 ハ) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合</p>	<p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めます。</p>
<p>(3) 計量器の読みは、乗率を有しない記録型計量器により計量する場合は、最小値までといたします。</p>	<p>削除</p>
<p>(4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p>	<p>削除</p>
<p>(5) 当社は、料金を請求する際に、検針の結果をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>削除</p>
<p>(6) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。</p>	<p>削除</p>
<p>20. 料金の算定</p>	<p>20. 料金の算定</p>
<p>(1)イ) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p>	<p>(1)① 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p>

変更前	変更後
(3) 18 (料金の算定期間) の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときにおいても料金の算定期間は「1月」として算定いたします。	(3)③ 計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
21. 日割計算 (1) 当社は、20 (料金の算定) (1)イ)、ロ) の場合は、次により料金を算定いたします。 イ) 電気料金は、別表6 (日割計算の基本算式) (1)イ)、ロ) により日割計算をいたします。 ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6 (日割計算の基本算式) (1)ハ) により算定いたします。	21. 日割計算 (1) 当社は、20 (料金の算定) (1)①、②または③) の場合は、次により料金を算定いたします。 ① 基本料金、最低料金または最低月額料金は、別表6 (日割計算の基本算式) (1)①) により日割計算をいたします。 ② 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表6 (日割計算の基本算式) (1)②または③) により算定いたします。 ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6 (日割計算の基本算式) (1)④) により算定いたします。 ④ ①、②および③) によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
(2) 20 (料金の算定) (1)イ) の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、20 (料金の算定) (1)ロ) の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。	(2) 20 (料金の算定) (1)①) の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、20 (料金の算定) (1)②) の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表6 (日割計算の基本算式) (1)イ)、ロ) により日割計算をいたします。	(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表6 (日割計算の基本算式) (1)①) により日割計算をいたします。
(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じて当社が直接そのつど計量値の確認をいたします。	削除
22. 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ) 支払義務の発生日は、検針日といたします。ただし、17 (検針日) (5) の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、17 (検針日) (6) の場合の料金については次回の検針日とし、19 (使用電力量の計量) (2)ロ)、ハ) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、19 (使用電力量の計量) (2)イ) の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって、検針日が属する月の翌月1日とする場合もございます。	22. 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 ① 支払義務の発生日は、検針日といたします。 ② 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
23. 料金その他の支払方法	23. 料金その他の支払方法
(5) 17 (検針日) (6) の場合、需給開始日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。	削除
(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。	削除
(7) 料金については、当社の希望により、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。また、当社は、前受金について利息を付しません。なお、前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。	(7) 料金については、当社は お客さまが希望される場合には 、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお 、当社は、前受金について利息を付しません。
25. 保証金	25. 保証金
(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だつて、または供給継続の条件として、お客さまに対し、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくよう求めることができます。 イ) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合	(1) 当社は、お客さまが に与信上の懸念があると認められた場合その他当社が必要と判断した場合 には、供給の開始もしくは再開に先だつて、または供給継続の条件として、 保証金を預けていただくことがあります 。保証金は、予想月額料金の3月分に相当する金額を基準として決定し、 保証金の預かり期間は、契約期間の範囲内といたします 。

変更前	変更後
<p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらかじめ(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p>	<p>(3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。</p>
	<p>(4) 当社は、保証金について利息を付しません。</p>
	<p>(5) 当社は、需給契約が消滅した場合は、保証金をお返しいたします。ただし(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。</p>
<p>IV. 使用および供給</p>	<p>V. 使用および供給</p>
<p>28. 需要場所への立入りによる業務の実施 当社が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 (2) 44（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4) 計量器の検針または計量値の確認 (5) 30（供給の停止）、38（需給契約の廃止）(1)または40（需給契約の解除・解約）により必要な処置 (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>28. 需要場所への立入りによる業務の実施 当社がまたは当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または当該一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) 計量器の検針または計量値の確認 (3) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務</p>
<p>29. 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、一般送配電事業者がその原因となる現象が最も著しいと認めた地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ) その他イ)、ロ)、ハ) またはニ) に準ずる場合 (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p>	<p>削除</p>
<p>30. 供給の停止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。 イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ) お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合 ハ) 託送供給等約款の定め反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p>	<p>29. 供給の停止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 ① お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ② お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ③ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p>

変更前	変更後
<p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給停止を一般送配電事業者へ依頼することがあります。</p> <p>イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき ホ) 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ) 29（電気の使用にとまなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 ト) 40（需給契約の解除・解約）に該当し、需給契約が解除となった場合 (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、一般送配電事業者に、そのお客さまに係る電気の供給停止を依頼することがあります。</p>	<p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは当該一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。</p> <p>① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ④ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき ⑤ 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および当該一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3) お客さまがその他この需給約款、託送約款等に反した場合には、電気の供給が停止されることがあります。</p>
<p>31. 供給停止の解除 30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合（30（供給の停止）(2)ト）の場合を除きます。）で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実ともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給の再開を一般送配電事業者へ依頼いたします。</p>	<p>30. 供給停止の解除 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p>32. 違約金 (1) お客さまが30（供給の停止）(2)イ）から二）までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたとして、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき算定された金額を違約金として求められた場合には、当社はその違約金相当額を申し受けます。</p>	<p>31. 違約金 (1) お客さまが29（供給の停止）(1)②から④までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、不正な使用方法にもとづいて支払いを免れたと当社が合理的に算定する金額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>
<p>33. 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 イ) 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合 ロ) 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ハ) 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ニ) 非常変災の場合 ホ) その他保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を当社ホームページ等を通じてお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>	<p>削除</p>
<p>34. 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。また、契約対象の供給地点が所在する一般送配電事業者の区域に於いて、当該区域のみなし小売電気事業者が当該割引を行っていない場合には、この割引は適用いたしません。</p>	<p>32. 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、託送約款等（給電指令の実施等）に定めるところにより、当該一般送配電事業者が、低圧で供給するお客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。また、お客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者が当該割引を行っていない場合には、そのお客さまについては割引いたしません。</p>
<p>イ) 割引の対象 基本料金（従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、東電等の各供給区域における従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、20（料金の算定）(1)イ）、ロ）の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p>	<p>① 割引の対象 割引の対象は、次の場合を除き、基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金）といたします。 a 東電等の各供給区域における従量電灯 従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。 b 関電等の各供給区域における従量電灯 従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。なお、20（料金の算定）(1)①、②または③の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p>

変更前	変更後
<p>35. 損害賠償の免責</p> <p>(1) 33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>33. 損害賠償および債務の履行の免責</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。</p>
<p>36. 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能な場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p>	<p>34. 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことに伴い、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>
<p>37. 需給契約の変更</p> <p>お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。契約種別、契約電流、契約容量、および契約電力を変更する場合、契約変更時に当社が承諾した変更日から契約変更後の供給条件を適用いたします。需給契約の変更にもない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、2（供給約款の変更）(3)に準じます。</p>	<p>35. 需給契約の変更</p> <p>お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>
	<p>36. 料金単価の変更</p> <p>当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、当該お客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の料金が改定された場合、発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合またはその他電気の供給に関わる情勢に大きな変化がある場合は、次の手順により、需給契約における新たな料金単価を定めるものといたします。</p> <p>(1) 当社は、新たな料金単価およびその適用開始予定日（以下「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を新料金単価適用開始予定日の3月前までに適切と判断した方法にてお客さまに通知いたします。</p> <p>(2) お客さまと当社は、新たな料金単価および新料金単価の適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに合意するものといたします。</p> <p>(3) (2)に定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価および新料金単価適用開始予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、新料金単価適用開始予定日に契約の解約ができるものといたします。</p> <p>(4) (1)の当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、(3)により契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日より、(1)において当社から通知した新たな料金単価を適用するものといたします。</p>
<p>38. 需給契約の廃止</p>	<p>37. 需給契約の廃止</p>
<p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。また、需給が終了した後当社から原則として需給契約解除の通知を行います。</p>	<p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。</p>
<p>(2) 需給契約は、40（需給契約の解除・解約）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ) 他の小売電気事業者との需給契約を締結される場合、他の小売電気事業者との需給契約に基づく供給開始日と同一の日といたします。</p> <p>ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ハ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>	<p>(2) 需給契約は、39（需給契約の解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>① 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>② お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>③ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定められた日に需給契約が消滅するものといたします。</p>

変更前	変更後
<p>39. 需給開始後の需給契約の廃止・変更にもなる料金および工事費の精算 お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする以下の場合には、当社は、原則、需給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金および工事費負担金の精算額をお客さまから申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 (2) 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 (3) 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとする場合 (4) 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとする場合</p>	<p>38. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなる料金および工事費負担金等相当額の精算 お客さま（東電等の各供給区域における従量電灯A、従量電灯Bおよび閃電等の各供給区域における従量電灯Aのお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から当社に請求された料金および工事費負担金等相当額の精算額をお客さまから申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p>
<p>VI. 供給方法および工事</p>	<p>VII. 供給方法、工事および工事費の負担</p>
<p>42. 供給方法および工事 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものとします。</p>	<p>41. 供給方法および工事 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>
	<p>42. 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にもなる工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費等相当額に係る工事負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。</p>
<p>VII. 保安</p>	<p>VIII. 保安</p>
<p>43. 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または一般送配電事業者から委託を受けた経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (3) (2)により一般送配電事業者が調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p>	<p>削除</p>
<p>44. 保安に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p>	<p>削除</p>
	<p>(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p>
<p>VIII. その他</p>	

変更前	変更後
<p>45. 工事費等の負担</p> <p>(1) 供給開始にともなう工事費等の負担 本契約に基づく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</p> <p>(2) 契約変更にともなう工事費等の負担 お客さまの契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から工事等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</p>	<p>削除</p>
<p>(3) 設備の位置変更にもなう工事費等の負担 お客さまが一般送配電事業者の設備に係わる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</p> <p>(4) 契約電力変更後に需給契約を廃止または契約電力を再変更する場合の工事費等の負担 お客さまの都合により、一旦契約電力を変更したうえで、さらにお客さまの都合により途中で需給契約を廃止し、またはさらに変更した結果、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</p>	<p>削除</p>
<p>(5) その他工事費等の負担 その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづく工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</p> <p>(6) 本項の適用 お客さまの都合によって供給開始に至らないで本契約を廃止または変更される場合であっても本項の規定が適用されます。</p>	<p>削除</p>
<p>別表</p>	<p>別表</p>
<p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p>	<p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p>
<p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p>	<p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。</p>
<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p>	<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p>
<p>イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、東電等の各供給区域における従量電灯Aの場合には、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、東電等および関電等の各供給区域における従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとなります。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとなります。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>2. 燃料費調整</p>	<p>2. 燃料費調整</p>

変更前	変更後																																																				
<p>(1) 燃料費調整額の算定 イ) 平均燃料価格</p> <p>α、β、γは各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。)</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>(1) 燃料費調整額の算定 ① 平均燃料価格</p> <p>α、β、γはお客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の電気需給約款に定める数値に準ずるものとします(電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます。)</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>																																																				
<p>ロ) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>※各式で用いるx、yは各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。)</p>	<p>② 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>※各式で用いるx、yはお客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の電気需給約款に定める数値に準ずるものとします(電気需給約款が改正された場合は、改正後の電気需給約款に準じます。)</p>																																																				
<p>ハ) 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。</p>	<p>③ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検計日から6月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検計日から7月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検計日から8月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検計日から9月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検計日から10月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検計日から11月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検計日から12月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検計日から翌年の1月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検計日から2月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の検計日から3月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の検計日から4月の検計日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の検計日から5月の検計日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検計日から6月の検計日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検計日から7月の検計日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検計日から8月の検計日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検計日から9月の検計日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検計日から10月の検計日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検計日から11月の検計日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検計日から12月の検計日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検計日から翌年の1月の検計日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検計日から2月の検計日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検計日から3月の検計日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検計日から4月の検計日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検計日から5月の検計日の前日までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の11月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の12月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>翌年の1月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の2月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の4月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の5月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検計日から6月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検計日から7月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検計日から8月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検計日から9月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検計日から10月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検計日から11月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検計日から12月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検計日から翌年の1月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検計日から2月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検計日から3月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検計日から4月の検計日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検計日から5月の検計日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等																																																				
<p>ニ) 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、東電等の各供給区域における従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>	<p>④ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、東電等の各供給区域における従量電灯Aおよび閃電等の各供給区域における従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>																																																				
<p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合、各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします(特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。)</p>	<p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合、お客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の電気需給約款に定める数値に準ずるものとします(電気需給約款が改正された場合は、改正後の電気需給約款に準じます。)</p>																																																				
<p>6. 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の電気料金の基本算式は、次のとおりといたします。なお、算定された電力量の単位は、1kwhとして、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>6. 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、算定された電力量の単位は、1キロワット時として、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>																																																				

変更前	変更後
イ) 料金計算が従量料金のみ 電力使用量×従量単価	① 基本料金、最低料金または最低月額料金を日割りする場合
	$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ <p>ただし、20（料金の算定）(1)③に該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p>
ロ) 基本料金の場合 (イ) 基本料金	② 東電等の各供給区域における従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合
	<p>a 従量電灯A-</p> $\text{最低料金適用電力量} = \text{最低料金内の使用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、①により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>b 従量電灯Bおよび従量電灯C-</p> $\text{電力使用量} \times \text{電力使用量別段階従量単価}$
ロ) 電力量料金 電力使用量×電力使用量別段階従量単価	③ 閑電等の各供給区域における従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合
	<p>a 従量電灯A-</p> $\text{最低料金適用電力量} = \text{最低料金内の使用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、①により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>b 従量電灯B-</p> $\text{電力使用量} \times \text{電力使用量別段階従量単価}$
(2) 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合の(1イ)およびロ)、または19（使用電力量の計量）(2)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ) 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ) 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)ロ) (イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう検針計量期間等の日数は、次のとおりといたします。 ① 電気の供給を開始した場合 開始日を含む計量期間等の日数といたします。 ロ)② 需給契約が消滅した場合 消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。 (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
	<p>7. 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 ① 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α、β、γは九州電力株式会社の電気需給約款に定める数値に準ずるものといたします（当該電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます。）。</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>

変更前	変更後																										
	<p>② 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ※各式に用いる x、y は九州電力株式会社の電気需給約款に定める数値に準ずるものいたします（当該電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます）。</p> <p>a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (x 円 - 離島平均燃料価格) × (2) の離島基準単価 / 1,000</p> <p>b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を上回り、かつ、y 円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - x 円) × (2) の離島基準単価 / 1,000</p> <p>c 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が y 円を上回る場合の離島平均燃料価格は、y 円といたします。</p>																										
	<p>③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。</p>																										
	<table border="1" data-bbox="801 810 1423 1272"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 810 1104 869">離島平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="1104 810 1423 869">離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 869 1104 898">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="1104 869 1423 898">その年の 6 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 898 1104 927">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="1104 898 1423 927">その年の 7 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 927 1104 956">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="1104 927 1423 956">その年の 8 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 956 1104 985">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="1104 956 1423 985">その年の 9 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 985 1104 1014">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="1104 985 1423 1014">その年の 10 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1014 1104 1043">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="1104 1014 1423 1043">その年の 11 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1043 1104 1072">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="1104 1043 1423 1072">その年の 12 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1072 1104 1102">毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td data-bbox="1104 1072 1423 1102">翌年の 1 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1102 1104 1131">毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td data-bbox="1104 1102 1423 1131">翌年の 2 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1131 1104 1160">毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td data-bbox="1104 1131 1423 1160">翌年の 3 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1160 1104 1189">毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td data-bbox="1104 1160 1423 1189">翌年の 4 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1189 1104 1272">毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td data-bbox="1104 1189 1423 1272">翌年の 5 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																										
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等																										
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等																										
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等																										
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等																										
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等																										
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等																										
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等																										
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等																										
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等																										
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等																										
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等																										
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等																										
	<p>④ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、東電等の各供給区域における従量電灯 A および閑電等の各供給区域における従量電灯 A の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、九州電力株式会社の電気需給約款に定める数値に準ずるものいたします（当該電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます）。</p>																										